

特定教育・保育施設の利用定員の設定について

1 利用定員の設定について

教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）の設置にあたっては、認可基準の範囲内で施設及び事業所の認可定員を定めます。

市は、認可を受けた教育・保育施設について、施設型給付等の支給対象として確認する際に、給付の単価の基準となる利用定員を教育・保育給付認定区分（年齢区分）ごとに定めます。

市の確認を受けた教育・保育施設は特定教育・保育施設として位置づけられます。

施設・事業の種類	利用定員数	教育・保育給付認定区分
保育所	20人以上	2号・3号
幼稚園	規定なし	1号
認定こども園	20以上	1号・2号・3号

※3号については、0歳と1～2歳に区分

【支給認定区分】

- 1号認定：満3歳以上の幼稚園等での教育標準時間認定を受ける小学校就学前子ども
- 2号認定：3歳以上の保育園等での保育（標準時間・短時間）認定を受ける小学校就学前子ども
- 3号認定：3歳未満の保育園等での保育（標準時間・短時間）認定を受ける子ども

2 利用定員の設定に関する留意事項

利用定員は、地域の需要等を踏まえて、認可定員の範囲内で、市で調整したうえで設定します。

また、需要が供給を上回っている間は、認可基準の範囲内で定められる認可定員と確認において定められる利用定員は一致することが基本となります。

3 利用定員の設定に関する意見聴取

利用定員の設定にあたっては、あらかじめ「子ども・子育て会議」において意見聴取を行う必要があります。（子ども・子育て支援法第31条第2項）

4 利用定員の設定案について

令和3年4月に新たに確認を行う予定の教育・保育施設については、別表のとおり利用定員の設定を行います。

【事業開始年月日：令和3年4月1日】

施設 区分	公私 区分	運営主体	施設名称	定員(案)					認可 定員
				1号	2号	3号		合計	
						1~2歳	0歳		
幼稚園	私	学校法人 井上学園	飯山中央幼稚園	70人	—	—	—	70人	120人
保育所	公	飯山市	しろやま保育園	—	55人	30人	5人	90人	90人

5 廃止施設について

「しろやま保育園」と「あきは保育園」が統合されることに伴い、あきは保育園については、令和3年3月31日をもって廃止します。